

令和6年第3回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和6年3月28日(木)	13時30分 開会 14時30分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	
日 程 第 7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 8	議案第5号 買受適格者証明願いについて	
日 程 第 9	議案第6号 令和6年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について	
日 程 第 10	議案第7号 農業委員会事務局職員任免について	
以下余白		

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
21 羽田 雄一	22 三澤 実	23 藤井 和人	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
10 久保 拓也      17 島田 宗央      18 追永 直哉			
24 松下 眞二			
6. 事務局			
事務局長    宮本 則幸                      主 事    野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第3回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、20番 高久委員及び21番 羽田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和6年2月27日に開催されました令和6年第2回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>3月5日(火)、北見市において第3回オホーツク農業委員会連合会役員会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>3月6日(水)及び12日(火)、議会議場において令和6年第1回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>3月14日(木)、コミュニティーセンター1階大会議室において農用地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、花木委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>3月18日(月)、札幌市において北海道農業会議第96回総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>3月22日(金)、湧別町農協本所において農用地あっせん会議が開催され、これに松橋委員、高久委員、中原委員、松下委員、北谷委員が出席しております。</p>

事務局	<p>本日、令和6年第3回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧下さい。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧下さい。その1、証明願出人、所有者ともに、江別市、●●●●さんです。土地の所在ですが、西芭露●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は4,638㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は井上豊委員、佐藤委員、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の4ページをご覧下さい。その2、証明願出人、所有者ともに 名寄市、●●●●さんです。土地の所在ですが、北兵村二区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2,680㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は藤井委員、姉崎委員、澤口委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の5ページをご覧下さい。その3、証明願出人は、遠軽町、●●●●さん。所有者は、北兵村一区、●●●●さんです。土地の所在ですが、上富美●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は9,463㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は千葉委員、松田委員、秋葉委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おは</p>

議 長	かりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。
	日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものであります。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の7ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は1,854㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年1月23日から令和6年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和6年3月14日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第2号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
	質疑なしと認めます。これから議案第2号について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長	<p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否について審議するものでございます。本総会において、1 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明いたしますので議案書の 9 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番。譲渡人が北兵村一区、●●●●さん。譲受人が上富美、●●●●さんです。申請地の所在ですが、上富美●●番●外計 2 筆で合計面積は 4 5, 3 7 1 m<sup>2</sup>です。転用理由は譲渡人が農地処分のためであり、譲受人は経営強化のためであり、権利の種類は所有権、金額は 3, 3 1 2, 0 0 0 円です。 (別冊資料 4 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 3 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
事務局	<p>日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書 1 0 ページをご覧ください。議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権</p>

事務局

移転が2件、賃借権が8件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の11ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は5,136㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,078,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は1,854㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年3月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年5月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、407,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は21,912㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は164,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は16,277㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

ます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は81,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内外計2筆で合計面積は3,073㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は15,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は13,833㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は96,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は10,420㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は72,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は20,378㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は15

<p>事務局</p>	<p>2, 000円でございます。  (別冊資料12ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は4,278.8㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は25,000円でございます。  (別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号8番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は23,829㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年3月28日から令和11年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は119,000円でございます。  (別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第4号の質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第4号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の13ページをご覧下さい。議案第5号、買受適格者証明願いについて。別紙の者より競売に参加するための買受適格者証明願いの申し出があったので、買受適格者の証明をすることの可否について審議いただくものです。また、当該買受適格者証明の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、農地法第3条許可申請書を提出した場合において、湧別町農業委員会会長が買受適格者証明書の交付時と事情が異なっていないと認めたとき、許可することを議決するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の14ページをご覧下さい。</p> <p>競売の内容ですが、釧路地方裁判所北見支部事件番号令和05年(●)第●号であり、証明願出人は3名おりまして番号1は、曙町、●●●●●さんです。番号2は、芭露、●●●●●さんです。番号3は上芭露、●●●●●さんです。土地の所在は福島●●番●外計16筆で、合計面積は174,440㎡であり入札理由はいずれも経営規模拡大のため、売却基準価格は7,490,000円であります。</p> <p>(別冊資料15～17ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これから議案第 5 号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 5 の議案について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第 9、議案第 6 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の 1 5 ページをご覧ください。議案第 6 号、令和 6 年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について。農業委員会等に関する法律第 3 7 条及び同施行規則第 1 5 条に基づき、令和 6 年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画を作成し公表しなければならないため、農業委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の 1 6 ページをご覧ください。</p> <p>これは農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づいて農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により 4 月 3 0 日までに公表することとされているものです。公表するに先立ち令和 6 年度の目標に設定する事項について各ページの主なところのみご説明させていただきます。</p> <p>1 6 ページ「農業委員会の状況」ですが、耕地面積や農家数などは 2 0 2 0 年農林業センサスに基づき記載しており、5 年ごとの調査のため 2 0 2 5 年調査結果まで前年と同数になります。</p> <p>認定農業者数は 2 2 7 件となっております。基本構想水準到達者は 4 件、認定新規就農者は 6 件となっております。</p> <p>次に 1 7 ページ「最適化活動の実施状況」ですが、現状の集積実績は 9 2 % となっておりますので、令和 6 年度は 9 3 % を目標としております。</p> <p>次に「遊休農地の解消」ですが、本町では遊休農地が存在しておりませんので、解消に関する取り組みは実施しておりません。</p> <p>次に 1 8 ページ「新規参入の促進」ですが、令和 5 年度には●●の</p>

事務局	<p>●●●●さんが就農しておりますので実績に反映させております。また、記載はありませんが●●にて現在研修を実施しております●●●●さんが令和6年4月に就農予定でございます。</p> <p>「最適化活動の活動目標について」ですが、こちらについては農業委員の皆さんが農業委員会活動を実施する日数の目標となっておりますが前年同様として記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第6号の議案について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第7号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の19ページをご覧ください。議案第7号、農業委員会事務局職員の任免について。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免について農業委員会の承認を求めますのでございます。内容を説明いたしますので議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>その1 宮本則幸 町長部局に出向を命ずる その2 吉松智弘 湧別町農業委員会事務局長を命ずる</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第7号の議案について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。 暫時休憩いたします。ここで異動されます職員からご挨拶を頂きます。
議 長	(異動される職員の挨拶)  休憩前に引き続き会議を開きます。本総会に付された議案は、すべて終了しました。  これで令和6年第3回湧別町農業委員会総会を閉会します。  閉 会      14時30分    この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。  議 長  署名委員  署名委員